

平成19年9月26日

「地域公共交通活性化・再生法」の説明会開催について ～がんばる地域を応援します！～

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年5月25日公布）は、平成19年10月1日に施行される予定です。九州運輸局では、この法律の活用を図るため下記により地方自治体担当者や公共交通事業者を対象とした説明会を開催します。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は、地域における鉄道やバスなどの公共交通のおかれた状況が厳しさを増していることを踏まえ、地域公共交通の活性化・再生を通じ、魅力ある地方を創出するための市町村を中心とした地域関係者の連携による取組に対して、国が総合的に支援することを目的とする法律です。

記

【九州各県新法説明会開催日程】

県別	開催日	開始時間	会場
福岡県	10月12日（金）	15:30	福岡県吉塚合同庁舎
佐賀県	10月24日（水）	13:30（※注1）	はがくれ荘（佐賀市天神）
長崎県	10月30日（火）	13:30	長崎県市町村会館（長崎市栄町）
熊本県	10月4日（木）	13:30（※注2）	熊本県市町村自治会館（熊本市健軍）
大分県	10月25日（木）	13:30	大分県大分総合庁舎
宮崎県	10月22日（月）	13:30	宮崎県庁6号館
鹿児島県	10月15日（月）	14:00（※注3）	マリnpalesかごしま（鹿児島市与次郎）

（注1）「交通アドバイザー会議」と併設（15:30より説明会）

（注2）「交通アドバイザー会議」と併設（16:00より説明会）

（注3）「COMPASS講演会」と併設（15:30より説明会）

＜問い合わせ先＞

九州運輸局企画観光部交通企画課

担当 大塚、須藤、久保田

電話 092-472-2315

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

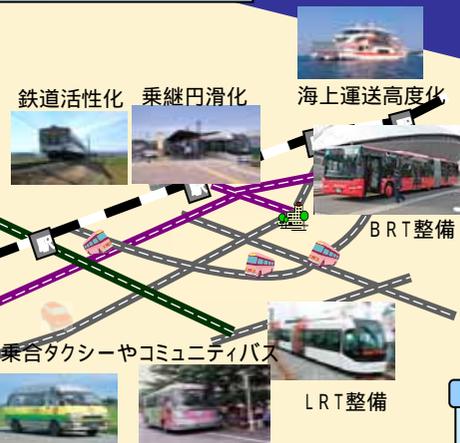
協議会

市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等

鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



- 協議会の参加要請応諾義務 (* 公安委員会、住民は除く)
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

予算等

- 計画策定経費支援
- 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- 地方債の配慮
- 情報、ノウハウの提供
- 人材育成 等

法律上の特例措置

- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

国による総合的支援

【地域公共交通特定事業】

- LRTの整備
- BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- 海上運送サービスの改善
- 乗継の改善
- 地方鉄道の再生

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV(デュアルモードビークル)

軌道と道路の両方の走行可能な車両



IMTS(インテリジェントマルチモードトランジット)

磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT(Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代路面電車システム

注2 BRT(Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム